

新型コロナウイルス陽性者*1が確認された場合の対応について

1. 陽性者について

①職員本人が陽性と判断された場合

- ・本人は、保健所の指示に従う。
この場合の処遇は、病気休暇・年次有給休暇・欠勤を本人が選択。業務上の感染であれば労働災害に該当する。

2. 濃厚接触者・接触者について

①陽性と判断された職員・健診等受診者・施設利用者と接触があった場合<職場内>

②陽性と判断された同居家族と接触があった場合<家庭内>

③陽性と判断された知人等と接触があった場合<その他>

- ・上記①～③のいずれかに該当の場合、本人は保健所もしくは医師からの指示に従う。
- ・本人が濃厚接触者と判断された場合、PCR検査（行政検査）が実施されるので保健所の指示に従う。また、指示があるまでは自宅待機とする。なお、濃厚接触者と判断されない者（接触者）にもPCR検査を実施されることはあり得るので、その場合も同様の対応をする。
- ・陽性者との接触があっても、本人にPCR検査（行政検査）が実施されなかった場合は、感染の可能性が極めて少ないとの判断なので職場復帰可とする。ただし、数日経過後に陽性が確認されることもあるので、概ね2週間の健康観察を行い、症状等が出た場合は「受診・相談センター」に相談する。
- ・PCR検査の結果が『陰性』と確認された場合、保健所もしくは医師から特段の指示がある場合を除き、通常勤務に復帰する。ただし、PCR検査の結果が『陰性』とされた場合でも、いわゆる偽陰性もあり得るので、概ね2週間の健康観察を行い、症状等が出た場合は「受診・相談センター」に相談する。
- ・これらの場合の処遇は、休業補償・年次有給休暇・欠勤を本人が選択する。業務中の感染であれば労働災害に該当する。

④同居家族が濃厚接触者・接触者と判断された場合

- ・同居家族が濃厚接触者・接触者と判断されPCR検査を受けた場合、同居家族の検査結果によっては職員本人も濃厚接触者となる可能性が高いことから、同居家族の結果が判明するまで自宅待機とする。その場合の処遇は、休業補償・年次有給休暇・欠勤を本人が選択する。

3. 休業・消毒について

- ①施設については、職員・健診等受診者・施設利用者に陽性が確認された場合は、保健所の指導に従い、職場の消毒を行う。また、必要に応じ期間・範囲を定め職場の閉鎖を行う。
- ②巡回健診受診者及びスタッフに陽性者が確認された場合は、保健所等の指導を元に、使用した車両および関係者の行動範囲等を消毒する。また、必要に応じ期間・範囲を定め当該車両等は使用しない。

4. 公表について

- ①陽性者が確認された場合は速やかにホームページに公表する。

*1：今のところ「受診・相談センター」及び指定医療機関で行われたPCR検査（行政検査）等での検査を言う。

*2：濃厚接触者とは「陽性者と1m以内かつ15分以上接触」が目安とされますが、マスクの有無や発声を伴う行動の有無などにより可能性は異なります。保健所が判断します。

陽性者が確認された場合の対応・休業期間等については、保健所に相談し、指示を仰ぐこととする。

制定日 令和2年4月8日

最終更新日 令和3年1月12日

公益財団法人岩手県予防医学協会